

9 保育料

■決定方法等■

保育料（利用者負担額）は、P18の「■保育料（月額）■」に従い、世帯にかかる市町村民税所得割額を基に、お子様の支給認定区分、兄弟の状況等によって八丈町が設定した階層区分に応じて決定します。月の途中で利用を止めた場合でも、日割りとはなりませんのでご注意ください。

- ・ 市町村民税が未申告の方は、保育料が最高階層（最高額）となる場合があります。 収入がない方であっても原則市町村民税の申告は必要です。
- ・ お支払いいただく保育料は、市町村民税を基に毎年見直されます。
- ・ 保育料は「保育料通知書」、階層区分は「支給認定決定通知書」に記載されます。
- ・ 保育料は、年度当初の実施年齢により決定するので、年度途中で誕生月を迎えても変更はありません。
- ・ 保育料の算定方法および切り替え時期は下表のとおりです。

4月	9月	3月
前年度 の市町村民税所得割額 (前々年の収入)	現年度 の市町村民税所得割額 (前年の収入)	

※ 世帯の負担能力に著しい変化が生じて保育料の支払いが困難となるなど、一定の条件を満たす場合には、保育料を軽減することがあります。詳しくは、福祉健康課厚生係にご相談ください。(育児休業や自己都合退職、転職等は軽減の対象にはなりません。)

※ 延長保育料については、P6で確認してください。

■支払い等■

原則、口座振替で八丈町が徴収します。口座振替の申込みは、「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」を金融機関へご提出ください。

各月の納付期限までに保育料の納付がないときは、保育園を通じて督促状や催告書の配布のほか、地方税の滞納処分の例により、財産の調査（金融機関や勤務先への照会等）や給与差し押さえ等の滞納処分や児童手当法に基づき、児童手当から特別徴収する場合があります。

■その他■

住民税に変更が生じたときは、保育料が変更する可能性がありますので、必ず福祉健康課厚生係にご連絡ください。